

答申第 58 号

答 申

1 審査会の結論

平成 29 年 2 月 6 日付けで審査請求人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同月 17 日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯及び趣旨

- (1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成 18 年津市条例第 22 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、平成 29 年 2 月 6 日付けで次のとおり開示請求を行った。

平成 28 年 2 月 27 日、人権について考えてみませんか市民人権講座にはがき、電話、ファクスで申し込みをした人の住所、氏名、電話番号のわかる文書。

- (2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

市民人権講座 受講申込受付表

- (3) 実施機関は、本件公文書について、公文書の一部を開示しない理由を次のとおり記載し、平成 29 年 2 月 17 日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

一般参加個人の氏名は条例第 7 条第 2 号に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を害すると認められるため。

住所、電話番号は記載がなく、公文書として作成及び取得していないため不存在。

- (4) 審査請求人は、平成 29 年 4 月 6 日付け（消印の日付）で、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求の理由

氏名は津地方法務局人権課発行の冊子に記載があるので、津市長前葉泰幸の失当であり、開示すべきである。

4 実施機関の不開示理由説明

当該情報は、個人情報（条例第 7 条第 2 号）に該当し、外部へは公表していない。

また、津地方法務局において配布されている冊子としては、法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会監修のものが４点、公益財団法人人権教育啓発推進センター監修のものが２点確認されたが、いずれも啓発用パンフレットであり、当該情報はもとより、個人情報に類する情報は掲載されていない。

５ 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、不開示とした内容が津地方法務局人権課発行の冊子に記載されているか否かについて争っていることから、当審査会は、条例第７条第２号ただし書アの該当性について検討する。

条例第７条第２号ただし書アでは、法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当する場合においては、個人に関する情報であっても不開示情報には当たらないと規定しているものである。

審査請求人は、本件公文書において不開示とした、人権について考えてみませんか市民人権講座に申込みをした人の氏名は津地方法務局人権課発行の冊子に記載されていると主張するが、そのような事実は認められず、当該情報は今後公開を予定しているものでもないことから、条例第７条第２号ただし書アには該当しない。

よって、「１ 審査会の結論」のとおり答申する。

６ 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成２９年 ４月１０日	諮問書の受付（郵送による）
平成２９年 ７月１３日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述
平成２９年 ９月１５日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治

委 員	石 田 美 穂
-----	---------